優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十二億八千四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年三月十六日付官報の号外第五十三号一八七頁に掲載されています。

令和八年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＧＬＰ　Ｊａｐａｎ　ＤＨ３特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億二千三百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年三月十六日付官報の号外第五十三号一八七頁に掲載されています。

令和八年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＪＤＰ３Ｃｏ－Ｉｎｖｅｓｔ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百十八億四百四十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十月三十一日付官報の号外第二四二号一八四頁に掲載されています。

令和八年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

茨木３ロジスティック特定目的会社

取締役　名古路秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三百二十億六千百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年三月十六日付官報の号外第五十三号一八七頁に掲載されています。

令和八年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

尼崎４ロジスティック特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月二十四日付官報の号外第二八三号六十頁に掲載されています。

令和八年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ギオン・ＧＬＰ相模原特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月六日

掲載頁　五十八頁（号外第八十一号）

令和八年四月二十八日

東京都港区西新橋三丁目五番二号

六本木セントラルレジデンス特定目的会社

取締役　安田　智之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　六十四頁（号外第九十二号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区新富一丁目十五番三号ジパン

グアウトソーシングサービス株式会社内

デジタル大阪４特定目的会社

取締役　横倉　弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14395/14395.html

令和八年四月二十八日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・スリー

特定目的会社

取締役　福永　隆明

債権申出の公告（第一回）

イズミヤ・阪急オアシス株式会社確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府大阪市淀川区野中南二－八－一〇

イズミヤ・阪急オアシス株式会社

確定給付企業年金清算人　北村　亮

債権申出の催告（第二回）

当会規約型企業年金は、令和八年一月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当会規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

山形県鶴岡市下山添字庄南一番地二

櫛引農村工業農業協同組合連合会規約型

確定給付企業年金

清算人　遠藤　正之

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

埼玉県上尾市大字平塚字西原七五三番地

ＢＸティアール株式会社確定給付企業年金

（旧ＢＸ鐵矢株式会社分）

清算人　田畑　浩之

訂正公告

令和八年二月十九日（号外第三十五号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、住所「東京都港区虎ノ門１－10－５」とあるは「東京都港区愛宕二丁目５番１号愛宕グリーンヒルズｍｏｒｉタワー３８Ｆ」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年四月二十八日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーン

ヒルズｍｏｒｉタワー三八Ｆ

エムケイドットエックス株式会社

代表取締役　肖　　挺

訂正公告

令和八年四月九日（号外第八四号）掲載の第九期決算公告中（枠組）中、（うち当期純利益）「(7,166)」とあるは「(36,069)」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月二十八日

香川県高松市朝日町六丁目六番二三号

株式会社セルノ

代表取締役　六郷　正明

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和五年十一月十六日（号外第二百四十一号）外務省告示第四百五号（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の付表の改正に関する件）の一部を次のように訂正する。				
（原稿誤り）				
二下		一八	ベンズイミダゾール	ベンゾイミダゾール
令和六年四月二日外務省告示第百十九号（円借款の供与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件）の一部を次のように訂正する。				
（原稿誤り）				
四二		終りから一一〇	三月五日にキガリで	三月五日にキガリで
令和八年三月三十一日（号外第七十五号）外務省告示第百十二号（国際農業開発基金を設立する協定の改正に関する件）の一部を次のように訂正する。				
（原稿誤り）				
七五八		終りから一五	平成三十一年	令和元年
〃		一四		

七五八ページ終りから一四行目の「（第四条第一項、」の前に「令和三年二月十八日発効分、」を加える。